

令和6年12月教育委員会定例会 議事録

日時 令和6年12月12日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和 6 年 1 2 月 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

開 催 日 時	令和 6 年 1 2 月 1 2 日 (木) 1 5 時 0 0 分
開 催 場 所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出 席 委 員	前川教育長、廣田委員、伊東委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員
出 席 職 員	狩野教育次長、坂口教育次長、山下働きがい推進室長、岡野義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、岩坪高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長、松山体育保健課長、山崎教育環境整備課長
開 会	(前川教育長) それではただ今から、1 2 月定例会を開会いたします。 皆様にご報告いたします。規則により、岡山英夫さんの傍聴を許可いたしました。傍聴人にあたっては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いいたします。 本日の議事録署名委員を私から指名をさせていただきます。議事録署名委員は、芹野委員、嶋崎委員の両委員をお願いいたします。
前回会議録承認	次に、1 1 月定例会及び 1 1 月臨時会の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (前川教育長) ありがとうございます。ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員ご署名をお願いいたします。 本日提案されている議題のうち、冊子 2 につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規程により、非公開として協議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり (前川教育長) 御異議ないようですので、そのように進めていきます。冊子 1 の審議の前にまず、私の方から 1 点ご報告いたします。教育長報告資料資
教 育 長 報 告	

質 疑 冊 子 1 第 3 1 号 議 案	料をご参照ください。「長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」で、臨時代理により処理をいたしました、11月定例県議会に提出された議案に対する教育委員会の意見についてであります。11月26日に開会をいたしまして、令和6年11月定例会において上程された議案の中の、教育委員関係の議案については、お配りしております教育長報告資料1ページにございますとおり、11月15日付けで、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料2ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。 なお議案の内容につきましては、令和6年度11月補正予算及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例のうちの関係部分であり、3ページから6ページに参考として、資料を付けております。以上で私の報告を終わらせていただきます。 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは特にないようであれば「定例教育委員会 1」の冊子について審議をいたします。 まず第31号議案について提案理由の説明をお願いします。 (山下働きがい推進室長) 今回ご審議をお願いしておりますのは、第31号議案「教育職員免許状に関する規則の一部改正について」であります。資料冊子1ページをお開きください。今回の改正は、令和7年1月1日、長崎県証紙条例が廃止されることに伴い、教育職員免許状に関する規則の関係部分を改正しようとするものであります。改正の内容といたしましては、これまで教育職員免許状の授与、書き換えなど、教育職員免許状各種申請手続きに係る手数料は長崎県収入証紙により納入していただいていたおりましたが、その証紙が廃止となるため、教育職員免許状に関する規則で定めている関係条文の改正及び教育職員免許状各種申請の様式を改正するものです。なお、長崎県収入証紙の販売終了後は、長崎県電子申請システムを活用した電子決済により、クレジットカード、paypay、d払い、au払いにより納入いただくか、県庁生協売店におけるキャッシュレス収納端末による納付等により、手数料を納入していただくことになります。また、施行日は令和7年1月1日としておりますが、証紙の販売は終了するものの、すでに購入している証紙は令和7年3月末まで使用が可能であるため、当面の間、様式は旧様式も使用可能としております。説明は以上でございます。
--	--

質 疑	(前川教育長) ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 疑問に思ったのは様式の中に、「教育職員免許状書換願」というものがあり、私も教員で免許状を持っていて、書換願を提出した記憶がないのですが、どういう場合に提出するものなののでしょうか。教員は一度免許状をもらうと、新たに免許状を取得し直さなければいけないという制度はなくなったんですね。 (山下働きがい推進室長) 委員からお尋ねがございましたとおり、免許更新制は廃止になりまして、すでにその項目自体は手数料から外しております。今回この書き換えと申しますのは、主に結婚等で改姓した場合、苗字が変わる場合は書き換えを行っております。ただ、それは必須ではございませんので、旧姓のままとするときは、例えば採用されるときは旧姓の免許状に戸籍抄本などを一緒に提出していただけると、そのまま有効にはなっております。
採 決	(前川教育長) 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは質疑討論をとどめて採決をいたします。第３１号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可 決 第３２号議案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第３１号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 その他ご意見等なければ、続きまして、第３２号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。 (岩坪高校教育課人事管理監) 冊子１の１２ページをご覧ください。第３２号議案「教員採用選考試験の見直しについて」ご説明いたします。１１月の定例教育委員会で協議していただきました内容について、今回は議案として審議をお願いいたします。提案理由は記載のとおりです。「１．申請方法につ

いて」です。これまで郵送による申請を認めておりましたが、今回から電子申請のみといたします。「2. 全国オンライン試験日程について」です。小中学校の他県本務者を対象としたオンライン試験を、現在の1回から2回に増やしたいと考えております。「3. 第1次試験の教職教養・一般教養試験について」です。現在実施をしております、教職教養・一般教養の試験を、次年度は教職教養試験のみということにしたいと考えております。専門教科・科目に関する試験は例年通り実施をいたします。これにより、受験者の負担を軽減したいと考えております。「4. 大学3年生の受験について」です。次年度より新たに大学3年生の1次試験の受験を実施したいと考えております。なお、大学3年時に1次試験に合格した場合は、大学4年生では1次試験を免除し、第2次試験から受験することとなります。これにより、早くから教職を志願している学生や他業種を希望している優秀な学生を確保したいと考えております。13ページをご覧ください。「5. 小学校専科（英語）教員採用について」です。小学校における英語専科を主として担当する教員を新たな採用枠として採用したいと考えております。「6. 中学校の特別支援教育担当教員採用について」です。中学校における特別支援教育の重要性を鑑み、特別支援学級を主として担当する教員を新たな採用枠として採用したいと考えております。「7. 特別採用選考について」です。まず1つ目、「大学推薦特別採用選考の対象教科・科目の追加について」です。この大学推薦制度については、令和4年度採用から実施をしており、受験者の数や質の確保に繋がっております。次年度は表にあるとおり、対象となる教科科目を拡充し、さらなる受験者の確保につなげていきたいと考えております。続いて14ページの「②英語資格等保有者特別採用選考について」は、記載のとおりです。「③離島教育特別採用選考の実施要項について」は記載のとおり、申請書類を簡略化したいと考えております。「④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、資格者特別採用選考について」です。現在、採用予定者数は1名程度としておりますが、特別支援学校における配置状況や、ニーズに応じて、年ごとに採用職種や人数を決定したいと考えております。15ページをご覧ください。「8. 高校工業の第2志望枠について」です。工業全体で優秀な教員を確保するために、志願する科目以外に、第2志望の科目を選択できるようにしたいと考えております。「9. 栄養教諭の第2志望枠について」です。志願倍率の高い栄養教諭に対して、家庭科の志願者は少ないという傾向にありまして、栄養教諭の第2志望として、中学校または高等学校の家庭を選択することができることとします。「10. 小学校教諭、中学校教諭、栄養教諭の区分Ⅱ合格について」です。

質 疑	採用試験の早期化に伴い、他県との併願が要因となり、志願者増とともに辞退者の増加というのも予想される中、弾力的な採用を可能とするために、すべての校種・職について、いわゆる補欠合格にあたる区分Ⅱを設けたいと考えております。表の中で1ヶ所訂正がございます。上の表の、名簿登載期間の区分Ⅰというところで、区分Ⅰの方が、令和8年3月31日までとなっておりますが、令和9年の誤りです。お詫びして訂正をいたします。また、区分Ⅱの名簿登載期間と、任用についての期限を12月末から1月末まで延長し、辞退者の増加等に対応したいと考えております。「11. 加点申請要件の追加について」は記載のとおりです。説明は以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 (廣田委員) 13ページの特別採用選考についてですが、例えば中学校教諭の対象校種・教科はすべての教科となっているかと思えます。高等学校教諭の対象校種・教科についても見ていくと、国語、数学、社会、理科、家庭、工業、商業などとなっており、対象とならない教科・科目はどのようなものなのでしょう。すべての教科にすると、見る方も見やすいし、受ける方も良いのではないかと思いましたが、その部分について教えていただきたいです。 (岩坪高校教育課人事管理監) 今ご指摘のありました、大学推薦の対象教科・科目についてですけれども、現在入っておりません教科が保健体育、音楽、美術、農業、看護、福祉、水産となっております。保健体育につきましては、現在志願者が比較的多く、人材の確保が十分できているという理由であります。その他の教科につきましては、募集人員が比較的少ないため、このような制度を設けていないという状況になっております。将来的には、全教科というところも検討する必要があるのかと考えております。 (廣田委員) 義務教育の方かもしれませんが、音楽、家庭、美術は非常に応募者数が少なかったような気がします。それについては大丈夫なのでしょう。
------------	--

ようか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

推薦を拡大した場合に、いろいろな大学から推薦が出されるという可能性もあると考えております。その場合に、せっかく大学の方に推薦を出していただいても、募集人員が少ないということで、なかなか合格にすることができないというようなことも考えて、今そういう形にしておりますが、今ご指摘あったように、評価によっては受験者数そのものが少ないところもありますので、そういうところも毎年バランスを見ながら考えていきたいと考えております。

(廣田委員)

それから12ページの「大学3年生の受験について」、次の13ページの「小学校専科（英語）教員としての採用について」ですが、これはこの教育委員会の中でも、大分言ったと思いますけれども、対応が早くなったと感心いたしました。九州各県で見ても、これは早い取り組みではないかと思えます。例えば小学校の専科の英語教員は、やはり小学校といえども、英語の先生が教えた方が子どもたちにとっては、発音から何から全然違うと思えますので、非常にいい制度だと思います。例えば大学3年生の受験にしても、早めに長崎県を志願してもらうことは大切だと思います。このような対応について、九州各県の状況がもしわかれば教えてください。

(岩坪高校教育課人事管理監)

今手元に九州各県の状況がわかるものを持ち合わせていないのですが、大学3年生の受験については、全国的にも何県かもうすでに始めております。その数というのは増えているのかと捉えております。

(谷口義務教育課人事管理監)

小学校の英語の専科教員につきましては、九州では長崎が初めてということになります。全国ではいくつか実施してるところもございます。

(前川教育長)

他にご質問等ございませんでしょうか。

(芹野委員)

前回、協議事項で出たものと同じような形だったかと思いますが、

小学校の専科教員については、処遇の面等において専科特典のようなことは、この先考えていかれるのでしょうか。前回、小・中学校で違うということはお聞きいたしました。今回は先駆けて、小学校から英語を専門に教える先生を特別に募集するという形なので、来る人も特別感ではないですが、モチベーションに繋がるような気がするものですから、これはもちろん大きな仕組みの中で、一朝一夕には難しい問題だと思いますが、少し将来的なものも踏まえてお聞かせいただければと思います。

（谷口義務教育課人事管理監）

この小学校専科教員というものにつきましては、従来から小学校教育は、学級担任制というところで実施をしてきました。この度、文科省の方も、義務教育9年間を見据えた中で、学びの質の向上と教員の持ち時数の軽減とのために、高学年、中学年においても、教科担任制を推進していくという方向を打ち出しております。本県においても、教員が大変不足をしておりまして、以前から教科担任制を文科省も進めていきましたと打ち出されておりましたが、その部分が人員の不足により、なかなか進んでいないという状況もございました。本年度小学校における35人学級編制が完結したことに伴って、次年度から教科専門の教員を採用して、小学校の方の教科担任制を推進していきたいという思いで、この枠を設けました。長崎県は、国際理解教育に重点を置いておりますので、外国語教育の指導体制の充実、中学校の英語の状況もあり芳しくないところがございますので、小学校から手を入れていこうということで、この専門教員を採用した次第です。処遇につきましては、基本的には教員として採用いたしますので、専科の教員であろうと、学級担任の教員であろうと、今のところ差をつけるというところは考えておりません。

（芹野委員）

あと2つよろしいでしょうか。特別採用選考のところに「家庭」という言葉が出てきておりますが、実際に商業高校等で家庭科というような、1つの塊の中でいろいろと教えられているようなことが、私がイメージしている家庭科の教科のイメージと大分変わってきているような気がいたしました。こういう教科の名称というのは、国が何かで決められており、変更のしようがないものなのでしょうか。家庭科の教員の志願者数が少ないというようなお話も聞いておりますので、名称がもう少し現実に沿った名称になるだけでも、受験しやすくなるのではないかという気がいたしましたのでお尋ねさせていただきま

す。

(岩坪高校教育課人事管理監)

今おっしゃったように家庭科の範囲というのは、消費者教育等も含めて非常に広くなってきていると認識しておりますが、この名称自体は、学習指導要領に定められたものですので、県ごとに変更することは難しいのかと考えております。

(芹野委員)

最後にもう1つよろしいでしょうか。この前商業高校を見学する機会があった際に感じたのですが、商業高校を実際に卒業して実社会で役立つような、例えば工業高校にはなりますが、半導体の授業があったり、佐世保商業は観光の授業があったりということがありますが、そういった専門の先生は現時点ではいらっしゃらないと思います。今回の採用選考とは少し違うかもしれませんが、こういったことについては、どのような対応をなさっていくのでしょうか。もしお答えできれば、お尋ねしたいと思います。

(岩坪高校教育課人事管理監)

特に専門学科におきましては、やはり最新の状況も踏まえた新しい学びが進められるべきだと考えております。当然、その教科の免許を持った者が、基本的には指導するわけですが、今、開かれた教育課程ということが言われておりまして、高校においてもそこに勤務する教員だけではなく、外部の企業といった方を講師として招いて、授業を行うということも増えてきているという状況ですので、学校だけの資源に頼らず、もっと広く社会全体でそういう人材を育成していくという視点が必要かと思っております。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(伊東委員)

14ページ、②の「CEFR B2相当について」というところで、現行で「英検 IBFは不可」と書いてありますが、時代的に少し遅れているのではないかという気がしましたが、これは全国的な流れでしょうか。

(岩坪高校教育課人事管理監)

採決	左側が現行のもので、右側が今度変更するものになっておりますが、英語の試験についても最近オンラインのものも増えてきておりますので、そういうものについては公式なスコアが出るものについては、認めたいと考えております。ただ、試験によっては、いわゆる練習用というか、トライアル用の試験を実施しているようなものもありますので、そういう公式のスコアが出ないものについては、この資格としては認めないという方向になりました。 (伊東委員) これは今、長崎県が少し遅れているというわけではなくて、全国の流れに沿っているのでしょうか。 (岩坪高校教育課人事管理監) 基本的にはもう他県も同じような状況ではないかと考えております。特に、長崎県の対応が遅れてるという認識はしておりません。 (前川教育長) 他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第32号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可決 第33号議案	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決することに決定されました。続きまして第33号議案について、提案理由の説明をお願いします。 (近藤特別支援教育課長) 冊子1の16ページをご覧ください。第33号議案「令和7年度長崎県立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科の募集定員について」ご説明いたします。提案理由のとおり、令和7年度長崎県立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科の募集定員を定めようとするものであります。内容1の「1学級当たりの定員」につきましては、「3 定員の考え方」の(1)のとおり、国の特別支援学校設置基準に基づいて、幼稚部は1学級当たり5人、高等部は8人の学級編成とすることを標準としております。その上で、3の(2)のとおり、県下公立私立のすべての学校に対し、7月と11月に実施した

	特別支援学校への進路希望状況調査の結果をもとに、志願の見込み数を割り出し、1学級当たりの定員に照らし、募集定員を定めております。「4 学校別の募集定員」の表「(1) 幼稚部」をご覧ください。幼稚部は、盲学校、ろう学校、ろう学校佐世保分教室に設置されております。志願者見込みにつきましては、20ページの資料の2のとおり志願が見込まれますので、それぞれ3歳児学級を5名としております。続きまして、高等部の募集定員について、昨年度に比べて定員増になる学校を取り上げまして、ご説明いたします。17ページにお戻りください。佐世保特別支援学校北松分校の令和7年度の志願者見込みでお話をいたしますと、19ページの資料1に記載のとおり10名でございました。高等部1学級の定員は8名で2学級の内数となることから、令和7年度の募集定員を16名としております。他の高等部も同様の考え方で募集定員を定めております。なお、佐世保特別支援学校北松分校の他、鶴南特別支援学校、川棚特別支援学校の普通科が令和6年度に比べて、それぞれ8名、1学級分の増になっております。一方、虹の原特別支援学校壱岐分校、時和特別支援学校、桜が丘特別支援学校の普通科は、令和6年度に比べて、それぞれ1学級は減になっており、全体では増減なしとなります。最後に20ページ資料2の下段の表は、高等部専攻科の志願者見込み状況です。専攻科は盲学校とろう学校に設置されております。盲学校は理療科と保健理療科の学科ごとに8名、ろう学校は総合デザイン科と、理容科の学科ごとに8名を募集定員としております。志願者見込については、盲学校の理療科3名となっております。なお、この時期に募集定員を定める理由につきましては、県内全中学生の最終的な進路希望状況がわかるこの時期に、特別支援学校の対象となる志願者が可能な限り、全員入学できるようにするためです。説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。 (前川教育長) ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。 (廣田委員) 今説明がありましたが、20ページの専攻科の志願者見込状況を見ると、盲学校の理療科の3名だけであと全部ゼロだと思います。例えば保健理療科や、ろう学校の総合デザイン科、理容科といった学科が果たして必要なのでしょうか。志願者がいないのに、ずっとこういうものが設定されているから、需要に合っていないのか、はっきり言うと
--	---

別の科を設定した方が、専攻科に上がってくる生徒が増えるのではないかと思います。そこが少しよくわからないのと、もう1つは専攻科というのは、その専攻科専属の職員がいるのでしょうか。

(近藤特別支援教育課長)

高等部専攻科を志願される生徒は、高等部普通科の単一障害の生徒が多くいらっしゃいます。単一障害というのは他に知的障害がなく、例えば盲学校で視覚障害のみ、ろう学校で聴覚障害のみということでもあります。その学年の在籍にどうしても偏りがあり、高等部普通科の在籍者が多いときは充足率が高まるのですが、在籍者が少ないとどうしても充足率が低くなってしまいます。また、盲学校の場合は、普通科からの志願者以外にも、中途失明をして専攻科を受験する方がいらっしゃいます。現在も20代、40代、50代の生徒がおります。それに基本的にゼロになることはございませんので、その専攻科に偏りはありますけれども、開いておくべきであろうと考えております。

そして2つ目にご質問がありました。専攻科専属の職員はいるのかというご質問でございますけれども、専攻科の専属職員は配置しております。盲学校の場合は、あん摩師、針・灸師養成のための指導をする、理療科教員免許を保持する教員でございます。この方々も実際にご自身に視覚障害がある、そういう方が専属で盲学校に入っております。また、ろう学校の方にも理容師養成のために指導する、理容師免許を保持する教員がおります。

(廣田委員)

今年だけ3名で、年度が違えば他の科にも志願見込があると捉えてよろしいでしょうか。

(近藤特別支援教育課長)

はい。

(廣田委員)

そうすると例えば保健理療科の先生がおられたとしたら、その人は、このときはもう授業なくなるわけですね。専攻科というのは2年間ですから、2年間のうちに両方ともゼロだったらその先生の授業ゼロになるのでしょうか。

(近藤特別支援教育課長)

その場合は高等部普通科等、他の学科の指導の方に回っていただく

採決	ことがございます。 (廣田委員) もしずっとゼロであれば、全然授業をせず、遊んでいるだけとなってしまうては、もったいないと思ったものですから、高等部できちんと授業をされているのであれば、それで良いと思います。 (前川教育長) 他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは質疑討論をとどめて採決いたします。第３３号議案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。 「異議なし」と呼ぶ者あり
可決 報告事項（１）	(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第３３号議案は原案のとおり可決することに決定されました。それでは続きまして、報告事項（１）について説明をお願いします。 (岩坪高校教育課人事管理監) 冊子１の２１ページ、報告事項（１）、「長崎県立学校主幹教諭設置要綱の改正について」ご報告いたします。「１．改正の目的」といたしましては、現行の学習指導要領のもと、高等学校において、生徒の探究的な学びが進み、企業との協働など、外部機関との連携に向けた、業務が多岐にわたり、煩雑化しているというような現状があります。そのような課題の解決に向けて、主幹教諭を高校にも配置し、円滑な学校組織の運営を図ること、及び学校全体の働き方改革を推進することで、生徒の学びを支援したいと考えております。 「２．改正内容」についてですが、従来は特別支援学校のみ主幹教諭を配置し、部主事に充てておりました。今回はそれに加えて高等学校にも配置できるよう改正をいたしました。 「３．職務内容」ですが、主幹教諭は管理職を補佐し、命を受けて公務の一部を整理することが可能になります。特に、例の（３）にありますように、外部機関等との連携による教育活動のコーディネートを中心に想定しております。 「４．期待される効果」といたしましては、（１）から（３）に挙げるようなことを考えております。また、本県における主幹教諭の設置に関する経緯につきましては、今までの経緯を参考までに掲載をして

質 疑	おります。以上です。 (前川教育長) ありがとうございました。ただいまの報告に対してご質問ご意見等 ございませんでしょうか。 (芹野委員) 部主事が主幹教諭という読み方に変わるということでしょうか。そ れとも部主事というものが残ったまま、主幹教諭というものが新たに できるのでしょうか。 (岩坪高校教育課人事管理監) 現在は特別支援学校におきまして、小学部中学部高等部のそれぞれの 部の部主事を主幹教諭ということで配置しております。今回は高等 学校に主幹教諭を配置できるようにしたということであります。 (芹野委員) この「4. 期待される効果」の(1)に記載されている「権限」と いうのは、どういった権限があるのでしょうか。 (岩坪高校教育課人事管理監) これまでも高校におきましては、分掌主任や学年主任といった主任 というポストがあったわけですが、今高校の教育内容は非常に 幅広くなって参りまして、その分掌を横断するような取組や、学年を 横断するような取組というものも増えてきております。そういう意味 では、その全体を見渡して、コーディネートするような主幹教諭とい う立場を設けることによって、さらに学校を活性化して、働き方改革 を進めていきたいということで記載をしております。 (芹野委員) 具体的なものはないということではよろしいでしょうか。権限という 言葉がわかりにくいですし、今までできなかったことができるよう になるのか、会社で言えば、当然部長や社長はそれぞれ決裁権が違 うものですから、そういったものがあるのかという疑問です。 (岩坪高校教育課人事管理監) 権限という書き方が、今おっしゃったように誤解を招くものだった かもしれないと考えておりますが、教諭よりもフリーに動けるような
------------	--

立場というものを設けて、全体の調整を図るような推進リーダーというような働きを期待しております。

(芹野委員)

企業もそうですが、結構この人たちは苦勞が多いと思います。でもその人達の役割は当然あると思うので、なるべくわかりやすい言葉とか、やりやすい言葉を使ってあげたほうがいいと思います。また、よく教育現場で、いろいろな施策を見る中でカタカナやアルファベットが並ぶキラキラした言葉が、施策の中には出てきますが、部署名や役職名となると急に漢字になり、わからなくなるということもあるので、もちろん決められたことがあればあえて変えていく必要はないと思いますが、都度都度改革という意味合いにおいては考えられてもいいのかと思います。

最後に、この職務内容の「校長及び教頭を助け、」というところには、副校長は入れないのでしょうか。最近よく副校長という名刺をもらうものですから、副校長を入れていないということは、副校長は補佐しないということなのかそれとも教頭に含まれるのでしょうか。

(田川高校教育課長)

まず1つ目のご質問ですけれども、どういう権限を持ってどういう仕事をしていくのかというようなことですが、今回この主幹教諭を設置する運びになったのは、いわゆる高校生の学びをより豊かにしていこうという過程の中で、新しい職を設けたという形になります。先ほど芹野委員が、佐世保商業に行かれたというお話でございましたが、その中でおそらく、外部の方々をもっと活用しながら、社会の学びを学校に取り入れていこうというご趣旨であったのかと思います。今回、主幹教諭を設置するということに当たりまして、学びを豊かにするといった側面がいわゆるそういうことでございまして、特命として、校外に企業の方々との連携パイプ役を担うという、そういう特命の命を受けて、校内を整理していく、連絡をしていく、調整していくという、そういうポジションであるという形になります。まず1つ目のご質問についての回答は以上になります。

(岩坪高校教育課人事管理監)

2つ目にご質問いただきました名称についてですけれども、学校教育法で定められた名称でありますので、やはり形式上はこういう形になってしまうのかと思いますが、学校としてのとらえ方は、そういう新しいニーズに応じたポストということで私たちは考えております。

(廣田委員)

私も芹野委員が言われたように、何かよくわからないんですよね。今言われた学びを豊かにする企業との連携について、しっかり書いていた方が良いのではと思って、学校の中に分掌主任、学年主任がおり、そこに主幹教諭ができるかと思います。例えば校長、副校長、教頭、そしてその次のくらいに主幹教諭が位置するのでしょうか。その分掌主任と学年主任との関係、分掌主任も学年主任も主任手当はついていかと思います。ただ管理職としての位置付けではないですよ。主幹教諭というのは、そういう意味で言うと管理職の次に来るような、準管理職みたいな位置付けになるのでしょうか。よくわからないので、そのあたりをはっきり説明できますでしょうか。

(田川高校教育課長)

今回主幹教諭を設置したイメージとしましては、校長、教頭そして主幹教諭という形で、がっちり学校をピラミッド構造で支えていくいわゆる中間管理職的なものではなく、それとはまた異なるラインで、先ほど申し上げましたように、外部との連携を中心に今まで教頭が行っていた、或いは何とか主任が行っていた、そういう外部との連携を中心に行っていくということが1つの使命というような感じで、設置をしていくといったものでございます。従いまして、校長、副校長、教頭、それから今までいきますと、教務主任が学校全体を調整していくというイメージになります。

(廣田委員)

主幹教諭というのは、これは何か手当が違うのでしょうか。

(田川高校教育課長)

給与としては特2級という感じで、通常の教員よりも1つ上の給料表で走っていくということです。

(廣田委員)

分掌主任や学年主任、教務主任というのは、そういう給与体系ではなく、普通の教諭、学校の先生と一緒にですよ。そうすると待遇面でいくと、主幹教諭が1番良いということになりますよね。何となくわかりました。

(芹野委員)

	そうであればそういったものをしっかり盛り込むべきだと思いますし、外部機関とのコーディネートが最優先であれば、(3)ではなくて(1)に書くとか、私が言っている1番の根本はいわゆる、それを担った人たちが、進んでその仕事をやっていけるというような形を作ってあげて欲しいと思います。だからあまり大変なものを押し付けられたということではなくて、新しい何かができて、自分の幅が広がるといったものになるように、伝達の方法をぜひお願いしたいと思います。 (岩坪高校教育課人事管理監) ありがとうございます。これから学校等に話をしていく上で、そういった今の時代のニーズに合ったポジティブなものとして、捉えてもらえるような形で、周知していきたいと考えております。 (前川教育長) 他にご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの委員会のご意見を踏まえて進めてもらえればと思います。続きまして報告事項(2)について説明をお願いします。
報告事項(2)	(田川高校教育課長) 資料22ページ、報告事項(2)「高校生の活躍について」ご報告いたします。該当の高校は長崎工業高校で、全国工業高等学校長協会が主催します、高校生ものづくりコンテスト全国大会の結果になります。電子回路組立部門におきまして、長崎工業高校情報技術科2年生の道脇将矢さんが見事優勝いたしまして、ナンバーワンとなります、厚生労働大臣賞を受賞いたしました。この大会は11月9日から10日にかけて、東北地区を会場として実施されたものでございまして、各部門、全国9ブロック及び開催地枠の12の代表が出席しております。長崎工業高校は、全国大会での優勝は今回で通算7度目となります。また、電子回路組立部門は、一昨年から3連覇となります。なお長崎工業高校は、本大会までの大会入賞者が通算27人となっており、2位以下を大きく突き放して全国1位の実績となっております。なお年明けの1月9日に、教育長表敬を受ける予定となっております。報告は以上でございます。
質 疑	(前川教育長) ただいまの報告に対しましてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

議 報	(嶋崎委員) 範疇ではないのかもしれませんが、佐世保高専もいろいろと良い賞をもらっていると思います。県域全体として、そういう情報も合わせて皆さんにお知らせしたらいいのかなと思います。 (前川教育長) せっかく県内の賞をいただいているので、情報発信の仕方は、産業労働部とも調整をしていきたいと思います。 他にございませんでしょうか。それではご質問等なければ、以上で報告事項を終了させていただきます。 次の審議から非公開で行いますので、傍聴人及び報道関係者の方は、ご退席をお願いいたします。 (別紙議事録) (別紙議事録) 17時35分、本日の会議を終了
--------	--